

議論のとりまとめ

自由民主党 政務調査会
性的指向・性自認に関する特命委員会

前提となる共通認識

「性的指向・性自認」の定義について(政府による)

●性的指向

『性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの』

(『第 4 次男女共同参画基本計画』用語解説／内閣府)

●性自認

『性別に関する自己意識』

(『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)』／文部科学省)

『性別の自己意識あるいは自己認知をジェンダー・アイデンティティ(gender identity)といいます』

(『みんなのメンタルヘルス総合サイト:性同一性障害』／厚生労働省)

「性的指向・性自認の多様性」の意味するもの

- 「性別」という表現には、戸籍の性、身体的な性、こころの性(性的指向、性自認)など多くの要素が含まれている。それぞれの要素は独立しており、典型的な方々に加え多様な組み合わせの方々が存在している。
- 性的指向・性自認が典型的でない方(性的マイノリティと呼ばれる方)は人口の 3%~5%存在するとされている。
- それぞれの性別は必ずしも明確に区分できるものではなく、連続的に捉えうるものである。
 - 染色体の性: XX XY XXY XX/XY など
 - 戸籍の性: 男 女
 - 内性器の性、第 2 次性徴の性: 性分化疾患も存在
 - 性自認: 男 女 どちらでもない
 - 性的指向: 異性愛 同性愛 両性愛 非性愛 無性愛
- 疾病及び関連保険問題の国際統計分類である ICD-10 では、性自認と身体の性が一致しない場合は、「性同一性障害」とされる。一方、「性の方向付けそのものは障害とはみなされない」と注釈が記載されており、性的指向が非典型的であることは、医学的には疾患ではなく治療の対象にならない。(精神医学で先行している米国の診断分類である『精神障害の診断と統計マニュアル』(DSM)の、2013 年の第 5 版(DSM-5)では、性別違和(せいべついわ、英:gender dysphoria)という新しい診断名を用いている。)
- 性的指向・性自認とも、本人の意思の問題ではなく、本人にも選択できるものではない。
- 性的指向・性自認の多様性を認め受容することは、性差そのものを否定するいわゆる「ジェンダー・フリ

一」論とは全く異なることに留意する必要がある。

(参考)

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族や雛祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。(『男女共同参画基本計画(第二次)』/内閣府)

- 宗教により、性的指向や性自認に関し一定の見方が存在することに対しては、憲法に保障された信教の自由の観点から、配慮が求められる。

性的指向・性自認が典型的でない方々が抱える困難および当委員会での議論

- 性的指向・性自認が典型的でない方々は、家庭・学校・社会においてさまざまな困難を抱える。
 - 当事者団体の連合組織である LGBT 法連合会は、9 分野 265 項目に及ぶ「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第2版)」を公開している。
- 当委員会におけるヒアリングにおいても、主に以下のようなことが明らかにされた。
 - 自分たちを規定する表現がまず困難(LGBT、性の多様性、SOGI など一長一短)
 - 画然と区別されているという認識が一般的に強い身体的性別においても、実は性分化疾患(DSD)と呼ばれるさまざまな状態・疾患が存在する
 - さまざまな侮蔑的な表現や「～であることが普通」といった表現により人知れず傷つくことが多い
 - 典型的な人と異なる性的指向を持った自分を受け入れる苦勞、家族との軋轢などがあつた
 - 海外において、同性婚が法的に認められている国から、処罰の対象となる国まで存在する。また EU では 2000 年に一般雇用均等指令が出されたことを背景に、イギリス、ドイツ、フランス等で LGBT に対する差別禁止に関する法律が整備されている
 - 先進的な企業においては、人材の多様化(ダイバーシティ)を推進するため、行動基準における差別の禁止規定に「性的指向、性自認」を追記する、相談窓口を設置する、当事者ではない理解者を含めた社内ネットワークにより理解促進の取り組みを行う、社外の活動に参加する、登録制度を設けることを含め、人事関連処遇制度において同性パートナーにも配偶者に準じた取り扱いを適用する等を行っている
- 一般市民の理解が進んでおらず無知や誤解があり、それに基づく差別や偏見が存在しているためにその解消がまず求められること、当事者が自分にウソをつかない、自分らしい生き方ができる社会や、人々が差別者となってしまうのを目指してまず理解促進法を期待すること、カムアウトできる社会を目指すのではなく、する必要のない社会を目指すべきこと、全国あまねく公平に進められるために理解促進法の法制化を検討すべきこと等の意見も当事者から述べられた。また、パートナーシップ制度に関しては、国民の性的指向・性自認に対する理解のさらなる増進が前提であり、その是非を含めて慎重に検討すべきという意見があつた。
- また意見交換においては、性的指向・性自認が非典型的な方の困難を解消し社会が受容することは重要であるが、必要な理解が進んでいない現状で罰則をつけた過度な差別禁止等を行うことはかえって予期せず加害者となってしまう方を作ってしまうことになる懸念があること、また差別禁止が独り歩きすると、かえって周囲が萎縮してしまい当事者が孤立する結果を招く可能性もあること、またこの分野

に関する客観的なエビデンスが乏しく今後の研究や検討の積み上げが必要であること等の意見があった。

これまでの政府の主な取り組み

- 平成 24 年に改正が閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、性的マイノリティは「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている」と記述されており、理解増進の取り組みを推進することとされている。

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(内閣府)

- 文部科学省においては、性的指向や性自認に関して悩みを抱える児童生徒や保護者への対応の必要性が指摘されたことを踏まえ、平成 27 年 4 月に通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を発出している。また今年 4 月には周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」を作成し、周知を行っている。
- 厚生労働省が委託して実施している「よりそいホットライン」では、セクシュアルマイノリティ専門回線を設置し、性別や同性愛などに関わる多数の相談を受けている。平成 26 年度事業報告書では、「セクシュアル・マイノリティの労働問題」が取り上げられ、職場でのハラスメントや性暴力、解雇等の現状に関して記述されている。
- 都道府県労働局に設置されている総合労働相談コーナーにおいても、性自認等に関する相談が当事者や事業主等から寄せられており、対応を行っている。
- 法務省が行っている人権侵犯事件への対応では、平成 27 年度では性的指向に関するものが 8 件、性同一性障害に関するものでは 15 件の相談を受けている。
- 日本は、2008 年の第 63 回国連総会で採択された性的指向等に関する宣言に署名済み。また国連 LGBT コアグループにも参加している。

今後の対応方針

- 以上の議論等を踏まえ、本委員会としては今国会中に下記二点を行うものとする。
 1. 性的指向・性自認の多様なあり方の受容のため、国民の理解増進を目的とした議員立法の具体化
 2. 国民の理解増進および当事者の困難を解消するため、政府が直ちに行うべき施策集の実施申し入れ
- あわせて、引き続き施策の実施状況等や当事者の状況等について関心を払い、議論を続けるものとする。

以上